

町民の皆さんへ 暮らしのガイドを配布します

町は、松田町・寄村合併 60 周年記念事業の一環として、株式会社サイネックスと協働で「暮らしのガイド」を作成しました。

暮らしのガイドには、各種手続きや福祉制度の紹介などの情報を掲載し、実用的なものとなっています。

暮らしのガイドは、事業者が各家庭のポストへ投函する形でお届けしますので、ぜひ、お手元でご利用ください。

配布期間 4月 1日(金)～30日(土)

問合せ 政策推進課 経営戦略係 Tel.83-1222

国民年金の学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、前年の所得が一定以下の学生が申請し承認されると当該期間に係る保険料の納付が猶予される制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校などに在籍の方(20歳以上)

申請方法 学生証を必ず持参のうえ、町民課にある申請書を提出してください。また、代理申請の場合は、印鑑が必要です。

※学生証の代わりに在学証明書でも可

その他 ○承認を受けた月から10年以内であれば、後から保険料を納付すること(追納)ができます。

○3年目以降に追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。

○追納しなければ、給付額には反映されません。

○障害など不慮の事態が生じた場合、猶予の承認を受けていれば障害基礎年金などを請求できます。

問合せ 町民課 国保年金係 Tel.83-1225

チケット制無料法律相談のご案内

法律事務所にて無料で法律相談を受けられるチケットを希望者にお渡します。

実施期間 4月 1日(金)～8月 31日(水)

配付定員 6人(先着順)

対象 町内にお住まいでの法律相談を希望する事柄のある方

配付場所 役場 3階 総務課庶務係

利用方法 チケットを受け取り、ご自分で法律相談対応事務所に電話予約をしてください。

相談日にチケットを持参して法律事務所へ行くことで、無料で法律相談を受けられます。

主催 神奈川弁護士会県西支部・神奈川弁護士会法律相談センター

※チケットを配付する際に、受け取る方の氏名、ご住所、相談内容の概要などを確認させていただきます。ご本人確認ができる書類をお持ちください。

※法律相談対応事務所については、総務課庶務係までお問い合わせください

申し込み・問合せ 総務課 庶務係 Tel.83-1221

平成28年4月1日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集／発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037番地 Tel.83-1222

ホーリー・ドリーム <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

平成28年4月から医療費助成事業の 請求方法が変わります

内 容 「医療保険」と「国の公費負担医療」に併せて、「松田町医療費助成事業(重度障害者医療費助成、小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成)」の医療機関での窓口利用が可能になります。4月以降の受診時には、該当になる医療証を医療機関の窓口にご提出ください。
※国の公費負担医療…指定難病、小児慢性特定疾病、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)など



問合せ 【重度障害者医療費助成】福祉課 福祉推進係 Tel.83-1226
【小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成】
子育て健康課 子育て支援係 Tel.84-5544

平成28年度 第1回 自主防災会長・自主防災リーダー等研修会 参加者募集

日 時 4月 24日(日) 13:30～16:00

場 所 町民文化センター 1階 展示ホール

内 容 防災気象情報の利活用について
(土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報)



講 師 横浜地方気象台職員

定 員 30人 ※定員になり次第、締め切らせていただきます

申込締切 4月 15日(金)

申し込み・問合せ 総務課 安全防災担当室 防災防犯係 Tel.84-5540

不育症治療費の助成を開始します

子どもを望むご夫婦の経済的負担を少しでも軽くすることを目的に、保険適用外の治療費等の一部を助成する不育症治療費助成事業を開始します。

厚生労働省不育症研究班によりますと、原因は人それぞれですが、検査と治療によって多くの不育症患者が出産にたどりつくことが分かっています。しかし、検査・治療は保険適用外のものも多く、高額な医療費がかかってしまうことが現状です。
※不育症とは、妊娠しても流産・死産を繰り返してしまう場合をいいます

助成内容、対象者、対象となる治療や申請方法などについては、ホームページや広報まつだ5月号をご覧いただくか、または担当課までお問い合わせください。

問合せ 子育て健康課 健康づくり係 Tel.84-5544

松田町国民健康保険診療所からのお知らせ

診療所は、4月から次のとおり山田泰海医師と県立足柄上病院の医師の体制で行います。引続き皆さんが信頼・安心して診療が受けられ、地域の健康を守っていく医療機関として診療を行っていきます。

曜日	9:00～12:00	14:00～17:00
月	山田 泰海 医師	山田 泰海 医師
火	川田 菜月 医師(上病院)	太田 光泰 医師(上病院)
水	山田 泰海 医師	山田 泰海 医師
木	山田 泰海 医師	山田 泰海 医師
金	山田 泰海 医師	山田 泰海 医師

※4月より、水曜日も山田泰海医師が担当します

・山田 泰海 医師(内科、整形外科)

・川田 菜月 医師(内科、総合診療科)

・太田 光泰 医師(内科、総合診療科)

※土日、祝日、年末年始は休診です。

詳しくは、国民健康保険診療所までお問い合わせください

問合せ 町国民健康保険診療所(寄診療所) Tel.89-2119



「献血」にご協力ください ～あなたの献血が多くの命を救います～

人間の命を維持するために欠くことのできない血液は人工的に造ることができません。

また、長時間の保存ができないことから、輸血に必要な血液を確保するためには、絶えず献血による確保が必要となります。病気やけがなどで輸血を必要としている方の尊い命を救うため、献血にご協力をお願いします。

日 時 4月 27日(水) 13:30～15:30

場 所 J R 松田駅北口駅前広場

※医療現場が必要としている血液製剤の大部分は400ml 献血です。

以下の400ml 献血の基準に該当される方は、ぜひ400ml 献血にご協力ください

区分	男性	女性
年齢	17歳～69歳※	18歳～69歳※
体重	50kg以上	
前回との献血との間隔	12週間	16週間
年間献血回数	3回以内	2回以内

※65歳以上の献血については、献血される方の健康を考えて60～64歳の間に献血経験のある方に限ります

問合せ 子育て健康課 健康づくり係 Tel.84-5544



後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収のお知らせ

昨年度から継続して本年度も保険料を特別徴収(年金天引き)により納めている方の、4月・6月・8月の保険料額は、今年2月の保険料額と同額になりますので、改めての通知は行いません。

ただし、新たに特別徴収になる方や、特別徴収される保険料額が変更になる方には、通知を送付します。

なお、年間の保険料が決定する7月には、全ての被保険者の方に、仮徴収額を含む年間の保険料額を記載した、保険料額決定通知書を送付します。

問合せ 町民課 国保年金係 Tel.83-1225、福祉課 高齢介護係 Tel.83-1226

